

Dの地点	Cの地点から	214度53分38秒	19.246メートルの地点
Eの地点	Dの地点から	121度40分20秒	3.758メートルの地点
Fの地点	Eの地点から	215度58分13秒	31.872メートルの地点
Gの地点	Fの地点から	306度18分24秒	1.000メートルの地点
Hの地点	Gの地点から	216度06分41秒	128.230メートルの地点
Iの地点	Hの地点から	221度56分02秒	11.279メートルの地点
Jの地点	Iの地点から	305度44分40秒	1.307メートルの地点
Kの地点	Jの地点から	216度43分30秒	6.326メートルの地点

(3) 面積

1,174.82 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本市水産振興課

熊本県告示第27号

昭和55年6月28日熊本県告示第530号（海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定）を改め、次のとおり指定し、告示の日から施行する。

平成15年1月17日

熊本県知事 潮谷 義子

沿岸の区域				指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地区海岸名	地先海岸名	
天草西	志岐漁港	浜之町	町辻地先	1号点、2号点、3号点、4号点、5号点、6号点、7号点、8号点、9号点、10号点、11号点、12号点、13号点、14号点及び1号点を順次結んだ線に囲まれた区域 注 1号点 天草郡苓北町志岐字八ツ尾原 1002番1地内に設置された標柱 2号点 1号点から257度30分 80メートルの地点 3号点 2号点から259度 121メートルの地点 4号点 3号点から284度 62メートルの地点 5号点 4号点から270度 117メートルの地点 6号点 5号点から272度30分 83メートルの地点 7号点 6号点から276度 41メートルの地点 8号点 7号点から282度 31メートルの地点 9号点 8号点から288度30分 25メートルの地点 10号点 9号点から298度30分 55メートルの地点 11号点 天草郡苓北町志岐字町辻 40番7地内に設置された標柱 12号点 11号点から16度30分 103メートルの地点 13号点 2号点から15度30分 154メートルの地点 14号点 1号点から339度 56メートルの地点
			紺屋町	紺屋町地先